

令和元（2019）年度新潟県立村松高等学校 いじめ情報についての報告・対応の流れ

いじめの情報

日常の観察、本人の申し出、教育相談、他の生徒・保護者等からの情報提供、アンケート、その他

日常の観察

本人の申し出

教育相談

情報提供

など

アンケート

原本の保管

教頭

- ・安心して記入できる環境整備（記名・無記名を活用、教室・自宅での記入等）
- ・原則、複数の教職員（担任・副任）で当日中にチェック。

情報を得た教職員

教頭・いじめ対策推進教員

学級担任

校長

生徒指導主事

学年主任

・複数の教職員（担任・副任等）による聴き取り。

・いじめについて記載があった場合、複数の教職員（担任・副任等）による面談。

管理職（校長・教頭）、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、学級担任等で協議し、いじめ行為か否かの1次判断をおこなう。

※「いじめ」と1次判断された場合

いじめ防止対策委員会
拡大生徒指導委員会（必要に応じて招集）

- ・調査方針、分担決定
- ・調査
- ・支援・方針等の協議、その他

連絡

保護者

相談

関係機関との連携
警察
児童相談所
教育センター
その他

協力
支援

全教職員
情報共有
共通理解

校内での指導・支援

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

解消

※生徒・保護者の皆様へ

いじめについての相談は担任もしくは相談しやすい先生に相談してください。

電話番号 0250(58)6003